

令和5年3月26日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所  
税理士 佐藤誠三

当事務所が行う税務代理業務に係る料金について

標記のことについて、令和4年9月6日施行の細則を下記のとおり改定します。

また、この細則は令和5年3月26日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

■ 税務代理業務について

税務当局に対する法律の定めに基づく申告、申請、請求、不服申立てなど税務調査や処分に対する主張について代理、代行をします。なお、料金は税込金額ですが、料金に対して契約維持手数料を別途加算します。

- (1) 税務調査への立会業務について、税務調査の際、依頼者様と一緒に立会います。また、依頼者様が、税務当局又は税務当局が指定する場所に出頭される際は同行し、同席して質問検査に対する答弁、陳述を行います。
- (2) 業務契約の期間は、次のとおりです。
  - ① 業務開始日は、業務契約を行った日又は着手金の入金日のいずれか遅い日の翌々日とします。
  - ② 業務終了日は、原則として修正申告書等の書類を提出した日又は更正、決定、裁決に関する書類が到着した日の翌々日とします。
- (3) 料金については、別表1のとおりです。なお、料金には、例えば、修正申告書等の税務書類の作成業務など、税務代理業務以外の業務は含まれません。
- (4) 税務調査への立会業務を依頼されない場合であっても、税務調査の事前通知から税務調査終了までの期間において、次のいずれかに該当する相談等については有料にて対応させていただきます。
  - ① 税務調査において指摘されている事項に関するもの
  - ② 税務調査への対応に関するもの
- (5) 不服申立に関する業務、訴訟補佐に関する業務は別途契約とします。
- (6) 訴訟補佐に関する業務は次のとおりです。
  - ① 税務訴訟において、弁護士である訴訟代理人の補佐人として裁判所に出頭し、陳述します。
  - ② 提訴から判決まで長期化することがあります。料金につきましては、依頼者様との話し合いで決めさせていただきます。
  - ③ 基本契約を締結されていない場合につきましては、弁護士を通じて依頼させていただきます。
  - ④ 訴訟補佐に関する業務以外の業務は含まれません。

別表1 立会業務に係る料金について

料金区分	料金（税込金額）	備 考
基本料金	個人 36,000円 個人以外 (法人) 60,000円	総合調査に該当する場合の基本料金（税込金額）は、78,000円とします。
業務遂行料金 (立会料)	30分あたり 4,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算は1日単位とし、0時から24時までを1日とします。また、1日につき20単位（10時間）を上限とします。なお、移動時間及び待機時間についても時間計算に含みます。</li> <li>・ 基本契約B型を締結する関与先様については、税務調査への立会業務に限り、立会料等は請求しません。ただし、「前々期から当期までの全期間において、B型の基本契約が未締結又は失効などによって空白期間が無いこと」が要件です。</li> </ul>
契約維持手数料	10%に消費税率（標準税率）と同じ率を加算した率を基本料金と業務遂行料金の合計額に乗じて計算します。 なお、100円未満の端数は切捨てとし、最低金額は1千円とします。	立会業務（税務代理業務）は基本契約割引の対象外になります。